

広告事業

中野区産業振興センターのホームページおよび中野区勤労者サービスセンター発行の会報誌「サービスセンターにゆうす」へ広告を掲載することができます。
 エンジョイライフなかの会員は広告料金が割引になります。

広告掲載のご案内



■広告媒体

●中野区産業振興センターホームページ <https://nakano-sangyoushinkou.jp/nakano-kinrou/>
 中野区の産業振興の拠点となる中野区産業振興センターのホームページ内、福利厚生事業トップページへバナー広告を掲載することができます。

●中野区勤労者サービスセンター会報誌「サービスセンターにゆうす」
 会員数2,000人を超える「エンジョイライフなかの」で年4回発行される会報誌に広告を掲載できます。また、折込チラシを挟み込んでお届けすることも可能です。

■募集対象

法人その他の団体および個人事業主

※ただし、中野区ホームページ広告取扱要綱(2006年中野区要綱第205号)第4条第1項各号に規定する業種又は事業者は除く。

■申込方法

所定の「広告掲載等申込書」に必要事項をご記入のうえ、エンジョイライフなかの窓口へご提出ください。

※「広告掲載等申込書」はP.58よりコピーしてご利用ください。エンジョイライフなかの窓口またはホームページでも交付しています。

※お申し込み後、所定の審査があります。

■広告料金

区分		規格等	一般事業所	会員・契約事業所	
会報誌	広告掲載料	A4判×1/8	5,300円	3,700円	
		A4判×1/4	9,300円	6,500円	
		A4判×1/2	17,200円	12,000円	
		A4判×1/1	32,900円	23,000円	
	折込配付手数料	A4判超	片面刷り	48,400円	33,800円
			両面刷り	58,000円	40,500円
		A4判以下	片面刷り	29,000円	20,300円
			両面刷り	34,800円	24,300円
ホームページ バナー広告	月額	2,000円	1,000円		
	年額	20,000円	10,000円		

広告掲載等申込書記入例

- ▶ 届出書類(P.58)をA4サイズでコピーし、ボールペンなどで楷書ではっきりとご記入ください。
- ▶ 日付および太枠内のみご記入ください。

広告掲載等申込書

● 令和 8年 4月 1日

中野区産業振興センター 所長

申込者 事業所名 **株式会社 ○○○○**
 所在地 **中野区中野△-△-△**
 代表者名 **代表取締役 中野 太郎** (印)
 担当者名
 電 話 **03-XXXXXX-XXXXX**

当社は、中野区産業振興センターが発行する広報紙等への広告掲載等を希望いたしたく、原稿等必要なものを添え下記のとおり申し込みます。
 なお、申込要件並びに掲載料等の支払いなどについては、中野区産業振興センターのホームページ及び印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱に定める内容を遵守することを誓約します。

記

1. 広告名 「 **お買い得キャンペーン2026** 」

2. 広告媒体・規格等

広告媒体	規 格 等			
会報紙	発行号	令和 8年 6月発行 vol. 214		
	掲載	A4×1/1	A4×1/2	A4×1/4 A4×1/8
利用ガイド	掲載	A4×1/1	A4×1/2	A4×1/4 A4×1/8
	折込	A4超	A4以下	片面印刷 両面印刷
バナー広告	広告期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

広告掲載等料金については別紙を参照ください。

申込書を提出する日付をご記入ください。

掲載する広告の名称をご記入ください。

出稿希望の広告媒体をご記入ください。

広告掲載等申込書

令和 年 月 日

中野区産業振興センター 所長

申込者 事業所名
所在地
代表者名 印
担当者名
電 話

当社は、中野区産業振興センターが発行する広報紙等への広告掲載等を希望いたしたく、原稿等必要なものを添え下記のとおり申し込みます。

なお、申込要件並びに掲載料等の支払いなどについては、中野区産業振興センターのホームページ及び印刷物に掲載する広告の取扱いに関する要綱に定める内容を遵守することを誓約します。

記

1. 広告名 「 」

2. 広告媒体・規格等

広告媒体	規 格 等			
会報紙	発行号	令和 年 月発行 vol.		
	掲載	A4×1/1	A4×1/2	A4×1/4 A4×1/8
	折込	A4超	A4以下	片面印刷 両面印刷
利用ガイド	掲載	A4×1/1	A4×1/2	A4×1/4 A4×1/8
	折込	A4超	A4以下	片面印刷 両面印刷
バナー広告	広告期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

広告掲載等料金については別紙を参照ください。